

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業が持続可能な繁栄をもたらすためには、企業経営の環境変化に迅速に対応できる機動的な経営体質の構築と、経営の透明性確保を図ることで株主や消費者・取引先・従業員などの企業を取り巻くあらゆるステークホルダーの信頼を得ることが不可欠と認識しております。そのため、企業価値を高めていくためのコーポレート・ガバナンスの構築は企業経営上で最重要課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社研創エンタープライズ	780,700	20.96
研創社員持株会	197,582	5.30
肥田 亘	150,000	4.03
研創親和会	137,400	3.69
林 航司	97,000	2.60
多島 宗幸	82,900	2.23
株式会社 ゲイビ	80,000	2.15
林 誠二	70,100	1.88
中島産業株式会社	64,000	1.72
林 大一郎	60,000	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

筆頭株主である「株式会社研創エンタープライズ」は、財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定する「その他の関係会社」に該当します。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村上 賢一	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村上 賢一	○	——	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

当社の内部監査は、内部監査責任者を含む内部監査員23名(内23名は兼任)が業務の有効性・効率性・財務報告の信頼性、法令・規程等の遵守状況、資産保全の状況等について業務の執行状況について監査し、その監査結果は、社長・取締役会・監査役会に報告しております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は3名の監査役(常勤監査役1名、社外監査役2名)によって構成され取締役の職務の執行状況等について監査を行っております。

監査にあたっては、監査役と内部監査責任者は情報共有や相互連携を行いながら緊密な連携を保ち、会計監査人と意見交換・情報交換を行いながら、監査の実効性・効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中 博隆	他の会社の出身者													
山下 泉	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 博隆	○	_____	豊富な経験と幅広い見識を有し、経営の透明性確保と監督強化に資するため、社外監査役として選任しております。なお、金融機関で培った経験を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から経営判断を行う独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
山下 泉		_____	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営の透明性確保と監督強化に資するため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社では、報酬の総枠内において、基本給的な報酬ベースに業績連動報酬を組み合わせた体系としております。
また、当社では2021年6月29日開催の第50回定時株主総会において、社外取締役を除く業務執行取締役、中長期的企業価値に応じたインセンティブ報酬を与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬につきましては、有価証券報告書等でその総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の「役員報酬に関する決定方針」は、取締役会の決議により決定する。
個々の取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内においてその具体的金額は代表取締役社長(以下、「社長」とする。)へ一任する決議を得られた場合、次の通りとする。
事業規模、経営実績、社会情勢等を勘案して個々の取締役の常勤・非常勤、担当役割、職位、職責、個人別評価等について透明性・客観性を確保するため、社長と独立性を有する社外取締役が金額的妥当性について協議のうえ、社長が具体的金額を最終決定する。
監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤・非常勤、業務区分等の状況を考慮し、監査役の協議によって決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役および社外監査役を補佐する専従のスタッフは配置しておりませんが、社外取締役および社外監査役が求めた場合は、代表取締役社長と社外取締役および社外監査役が協議のうえ、使用人を置くこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役制度を採用しております。また、取締役会は6名(うち社外取締役1名)、監査役会は3名(うち社外監査役2名)であります。社外取締役及び社外監査役は、会社と直接利害関係のない有識者から選任することにより、経営の透明性確保を図っております。また、一般株主保護のため、経営から独立した客観的な立場から経営判断を行う「独立役員」を社外取締役及び社外監査役から各1名選任し、東京証券取引所に届け出ております。

<取締役会>

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に従い、経営の基本方針等、経営上の重要な意思決定を行うとともに取締役の職務執行状況を監督しております。

<監査役会>

監査役会は、監査役全員をもって構成し、法令、定款及び監査役会規程に従い、監査の方針、年間の監査計画等を決定しております。各監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況、各業務の妥当性、適法性について監査を行っております。また、監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に会計監査人及び内部監査責任者と監査体制、監査計画、実施状況について協議又は意見の交換を行っております。

<内部監査責任者>

内部監査責任者は、独立した立場から内部監査規程に基づき定期的に内部監査を実施し、内部統制システムの有効性を確認しております。

<マネジメントレビュー>

当社は、マネジメントレビューを毎月1回開催し、常勤取締役、常勤監査役、各部門長及び内部監査責任者等をその構成員として事業活動の進捗確認と次月以降の活動方針検討確認、各部門の抱える課題解決等を行っております。

<会計監査人>

当社は、昭和監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

当社の会計監査業務を担当している公認会計士は、業務執行社員栗栖正紀、大藪俊治のほか、補助者として公認会計士4名、公認会計士試験合格者等2名、その他3名となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営に対する監督機能の強化を図るとともに透明性を向上させる目的で、社外取締役1名を選任しております。監査役は、執行役員の業務執行を監督する取締役会をはじめ重要会議に積極的に参画し、意思決定のプロセスのチェックと経営全般に関する監査を担っており、さらに3名中2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。従いまして、現状の体制は外部からの客観的・中立的な経営監視機能が十分機能するものと考えており、当社にとって適切な体制であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	投資者向け情報として、電磁的なファイルを適切なタイミングで当社WEBサイトに掲載しております。URL https://www.kensoh.co.jp	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営基本方針」に、下記の通りステークホルダーの立場を尊重する旨を規定しております。 1. 社名に謳う「常に学び、研究し、創造する」の精神を経営の基本理念として、得意先の繁栄と社会の発展に貢献する。 2. 企業活動に関する法律を遵守し、社会の倫理規範に従い、良識ある企業活動を実践する。 3. 品質・価格・環境等あらゆる面で社会に有用・優良な製品を提供する。 4. 株主、取引先、地域社会等との信頼・協力関係を構築し、共存共栄を図る。 5. 人間性を尊重した自由闊達な社風を醸成し、社員の健康と安全を確保する。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムに関する基本的な考え方)

当社は、経営の透明性・健全性・機動性・効率性を確保し、「経営基本方針」を原点とした企業活動を行うことにより、企業価値の向上と社会から信頼される会社を実現することを、内部統制の基本的な考え方としております。

このため、企業倫理と法令順守の徹底、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できると同時に、効率的かつ透明性が高く、的確な情報開示が可能となる経営体制の構築が不可欠であるとの観点から、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

当社は、経営環境の変化に応じ、当社にとってより最適な内部統制システムを整備し、今後とも株主をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される企業を目指してまいります。

< 経営基本方針 >

1. 社名に謳う「常に学び、研究し、創造する」の精神を経営の基本理念として、得意先の繁栄と社会の発展に貢献する。
2. 企業活動に関する法律を遵守し、社会の倫理規範に従い、良識ある企業活動を実践する。
3. 品質・価格・環境等あらゆる面で社会に有用・優良な製品を提供する。
4. 株主、取引先、地域社会等との信頼・協力関係を構築し、共存共栄を図る。
5. 人間性を尊重した自由闊達な社風を醸成し、社員の健康と安全を確保する。

(整備状況)

イ 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a 取締役会は、法令・定款および株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

b 取締役は、法令・定款・取締役会決議および社内規程に従い、職務を執行します。

c 取締役は、職務執行状況について法令・定款および監査役会規程に基づき、監査役の監査を受けます。

ロ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a 使用人は、法令遵守を当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動します。

b 使用人は、業務の運営については社内規程に基づき、業務の執行を行います。

c 定期的に内部監査を行い、法令および社内規程に基づいた業務執行が行われているかを監査し、監査結果は代表取締役社長・取締役会・監査役会に報告します。

ハ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

a 情報の保存は、法令および社内規程に基づき、文書等の保存を行います。

b 情報の管理は、法令および社内規程に基づき、対応します。

ニ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a 取締役および使用人は、事業活動により生じる様々なリスクを認識し、防止対策を予め講じることでリスクを低減させる活動を実行します。

b リスク管理体制については、取締役会やマネジメントレビュー等の重要会議においてリスクの可能性およびその対策について報告し、議論を行ったうえで対応することとします。

c 法令および社内規程遵守を目的とした「コンプライアンス報告書」を各部署から毎月提出させ、必要に応じて関連部署ならびに顧問弁護士を交えて対応を検討します。

ホ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a 必要に応じて取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の監督等を行います。

b マネジメントレビューを毎月開催し、常勤取締役・常勤監査役・各部門長及び内部監査責任者等を構成員として事業活動の進捗確認と次月以降の活動方針の検討・確認、各部門の抱える課題解決等を行います。

ヘ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

a 監査役に必要がある場合は、代表取締役社長と監査役が協議のうえで、使用人を置くことができることとします。

b 当該使用人が、監査役の職務を補助する期間は、その指示命令権は監査役に委譲されたものとします。

c 当該期間の当該使用人の評価および期間終了後の人事異動および懲戒は、監査役会の意見を聴取します。

ト 取締役および使用人が監査役へ報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

a 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役へ報告します。

b 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを監査役へ報告した通報者は、定めによって不利益な取り扱いを受けないことが確保されます。

c 監査役は「監査役会規程」等の定めによって、取締役会やマネジメントレビュー等重要会議に出席し、業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるなどができることとします。

チ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a 監査役は、代表取締役・各取締役・会計監査人・内部監査責任者等と定期的に情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保します。

b 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理等に関する方針は、監査役が必要と認めた場合はそれに従う体制とします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力による経営活動への関与を拒絶し、健全な会社経営を行います。また、反社会的勢力・団体によるいかなる接触に対しても、組織として毅然とした対処を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入は断固拒否します。そのため、組織をあげて対決することを明文化した「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役職員への教育を定期的を実施しております。

(2) 「不当要求防止責任者」を選任して対応統括部署を定め、警察及び顧問弁護士との連携のほか、財団法人暴力追放広島県民会議賛助会員、広島県企業防衛協議会会員として、情報収集活動や暴力団排除活動に積極的に参加しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項